

令和5年度徳島県産科医等確保支援事業実施要領

1 事業の概要

分娩を取り扱う産科・産婦人科医に分娩取扱件数に応じた手当を支給している医療機関に対し補助を行うことにより、特定医療分野を担う医師の育成・確保を図る。

2 補助事業者

本事業の補助事業者は、分娩を取り扱う県内の医療機関とする。

3 補助対象期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

4 補助対象経費

分娩を取り扱う産科・産婦人科医に対し、処遇改善を目的として分娩取扱件数に応じて支給される手当

5 補助基準額等

- 補助基準額 1分娩あたり10,000円(上限)
 - ※総事業費から寄付金その他収入額を控除した額と比較して少ない方の額が補助基準額となる。
 - ※複数の産科医・産婦人科医が、1分娩業務に従事し、かつ、それぞれ手当が支給される場合については、当該手当支給人数を分娩取扱件数とすることができる。
- 補助率 補助対象経費の1/3
ただし、公的医療機関に対しては2/3
※1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

6 補助の流れ

- (1) 補助事業者は、所定の交付申請書及び添付書類を県に提出する。
- (2) 県は交付申請書等を精査の上、補助事業者に対して補助金交付決定を行う。
- (3) 補助事業者は、補助対象経費等に変更があった場合は、必要に応じて補助事業変更(中止・廃止)承認申請書及び添付書類を県に提出する。この場合、県は提出書類を精査の上、補助事業者に対して補助金変更交付決定を行う。
- (4) 県は事業終了後に、補助事業者からの実績報告書の提出を受け、審査後適切と認められた場合、補助事業者に補助金を交付する。

7 その他

予算の状況によっては、基準額に満たない額で交付決定する場合がある。

8 問合せ先

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地
徳島県保健福祉部医療政策課広域医療室 担当 阿部
電話 088-621-2186 ファクシミリ 088-621-2898
電子メール abe_masahiro_1@pref.tokushima.jp